

平成28年第4回弘前市教育委員会会議録

日時 平成28年2月25日（木）

午後1時

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

1 定足数確認

2 開会宣告

3 会議録署名者の指名

4 会期決定

5 議案の審議

議案第10号 弘前市立小・中学校通学区域改編協議会委員の委嘱について

議案第11号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例案の市長への送付について（追加議案）

6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長兼博物館長 柴田 幸博、教育政策課長 鳴海 誠、学校教育推進監兼学校
教育改革室長 櫛引 健、学校企画課長 宇庭 芳宏、学務健康課長 後藤 千登世、
学校指導課長兼教育センター所長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 鈴木 卓治、文化財
課長 三上 敏彦、弘前図書館長兼郷土文学館長 伊藤 文彦、

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務
係主事 千葉 秀克

午後1時 開会

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの出席者数は5名で定足数に達しておりますので、
平成28年第4回弘前市教育委員会会議を開会いたします。

会議録署名者に5番一戸由佳委員と2番前田幸子委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

本日の案件は、議案が1件ですが、緊急に議決を必要とする議案として議案第11号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付についての1件を追加いたします。

それでは、当日配付の議案を配付いたさせます。

(議案配布)

・議案第10号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは、議案第10号弘前市立小・中学校通学区域改編協議会委員の委嘱について、事務局から説明をお願いします。

○学校企画課長(宇庭芳宏) 議案第10号弘前市立小・中学校通学区域改編協議会委員の委嘱について説明いたします。

本議案は、弘前市立小・中学校通学区域改編協議会について、下記の者を弘前市立小・中学校通学区域改編協議会委員として委嘱するものであります。

提案理由であります、弘前市附属機関設置条例第3条の規定により、新たに委員を委嘱しようとするものであります。

委嘱する者の氏名等について説明いたします。学識経験者として弘前大学教育学部から戸塚学学部長であります。次に、校長会からの推薦として弘前市立松原小学校の工藤美代子校長と、弘前市立第二中学校の竹内徹校長であります。次に、各団体からの推薦として弘前市連合父母と教師の会の蒔苗隆人保体委員長兼事務局長、弘前市町会連合会の小山三千雄理事、弘前交通安全協会の工藤信明会長、弘前市社会福祉協議会の島浩之事務局長、弘前市社会教育委員の一條敦子委員であります。最後に公募委員として、矢口正一さんと花田政子さんの2名であります。

以上10名の委員を委嘱し、通学区域の適正を図るため、教育委員会の諮問に応じ、通学区域の見直しについて審議を行い、教育委員会に答申をいただくものであります。

なお、委嘱期間であります、委嘱の日から審議等の終了までとなっております。

補足説明をさせていただきますので本日追加配付させていただきました資料をご覧ください。

委嘱期間につきましては、委嘱の日から審議等の終了の日までとなっております。事案がある毎に協議会を設置し、また、審議が終わる毎に解散する扱いとなっております。本日の会議で審議をしていただいた後の予定であります、第1回目の改編協議会を3月15日に開催する予定としております。その後、7月までを目途としまして3回程度の協議会を開催し、最終的な答申をいただく予定で考えております。改編予定候補と考えております和徳小学校区の一部、文京小学校区の一部、千年小学校区の一部は、昨年8月に策定いたしました弘前市立小・中学校の教育改革に関する基本方針と併せ

て中学校区毎の課題でたたき台として示した地域であります。また、この3地域に加えまして、現在は特別許可区域としているもののうち、学区そのものの見直しをすることが妥当である3地区がありますので、こちらも併せて検討していただくことになります。具体的には大清水三丁目の一部、在府町の一部、安原一丁目の一部であります。

説明いたしますので配付しております地図をご覧ください。

和徳小学校区の一部であります。学区東側の地域は東中学校を指定校としておりますが、実際には68名のうち62名が第一中学校に学区外就学しております。こうしたことから実態に合わせ学区の見直しをしようとするものであります。

次は、文京小学校区の一部であります。学区南側の地域は南中学校を指定校としておりますが、実際には52名のうち44名が第三中学校に学区外就学しております。こちらも実態に合わせ学区の見直しをしようとするものであります。

次に、千年小学校区の一部であります。こちらは清水森地区であり第五中学校を指定校としておりますが、実際には24名のうち指定校に進学しているのは14名、南中学校に学区外就学しているのが6名となっております。一つの小学校で二つの中学校区に分かれているところは、小・中9年間を通して系統的に一貫して学ぶ環境を整えていく基本方針により、小学校・中学校の学区の整合性を図る必要があることから、千年小学校区は南中学校区を基本に見直しをしようとするものであります。

次の3件はこれまで特別許可区域として取り扱ってきたところではありますが、実態として学区の見直しが妥当ではないかと考えられる地域であります。

初めに大清水三丁目の一部であります。大清水一丁目から四丁目はすべて大清水町会となっておりますが、大清水三丁目2番地だけが堀越小学校区から外れておりました。これを見直ししまして、大清水町会を同一の学区に見直しをしようとするものであります。

次に、在府町の一部であります。在府町のうち、91番地から92番地だけが桔梗野小学校区になっており、他の在府町すべてが朝陽小学校区となっております。これは寺沢川の改修によって地形が変わったものと考えられますので、実態に合わせ学区を見直すものであります。

最後に安原一丁目の一部であります。安原一丁目3番地から6番地の指定校は第三大成小学校、第三中学校となっておりますが、実際には松原小学校が非常に近いということもあり、また、安原一丁目をすべて松原小学校区に統一することが妥当であることから見直しをしようとするものであります。

以上であります。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 弘前市立小・中学校通学区改編協議会の定数は12名以内となっております。今回委嘱する人数は10名です。残り2名の枠に、できるのであれば今ご説明いただいた学区に関して詳しい方、または実情がわかっている方を付け加えてはどうかと考えました。

○学校企画課長（宇庭芳宏） 今回諮問しようとする候補地については、昨年秋に実施しました中学校区での意見交換会で説明しております。また、通学区域改編協議会を開催する運びとなる段階で、事前に各小・中学校の校長先生、地元の町会長さんには個別に意見を求めておりました。しかし、反対する声がなかったことから地域の合意は得られているものと判断をして、このような人選になったところでもあります。

○5番（一戸由佳委員） 確認ですが、公募委員の選定に関して、実際どのくらいの希望がありこの2名に決まったのですか。

○学校企画課長（宇庭芳宏） 3名の市民の方から応募があり、2名に選定するため選定委員会を事務局に設けております。この選定委員会の委員としましては、教育部長、学校教育推進監、学務健康課長、そして私の4名が候補者選考を行いました。選考するにあたり、論文審査のほか、弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針において定められている男女構成比も併せ、総合的に考慮した結果この2名に決定したところでもあります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第10号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第10号は原案どおり可決されました。

・議案第11号について

○委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第11号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の市長への送付について、事務局から説明をお願いします。

○教育政策課長（鳴海 誠） 議案第11号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

提案理由は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきましては、本条例の規定の適用を受ける教育委員会事務局の教育職の職員、具体的には学校教育推進監、学校指導課長と課長補佐、教育センター所長補佐、管理主事、指導主事及び幼児ことばの指導員に適用する給料表を別表のとおり改正するものであります。

別表の次に附則がございますので、ご覧願います。

附則第1項により、この条例は公布の日から施行するものであります。

附則第2項により、改正後の別表の規定は、平成27年4月1日に遡って適用するものであります。

附則第3項につきましては、既に支給された給与は、改正後の規定による内払とみなし、改正による差額分を支給する旨を規定しております。

附則第4項につきましては、前項に定めるもの以外で、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。以上であります。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○1番（九戸眞樹委員） 県で定めたものに準ずるという考え方ですか。

○教育政策課長（鳴海 誠） はい。

○5番（一戸由佳委員） 附則第3項に「内払」とありますが、意味を教えてください。

○教育政策課長（鳴海 誠） 改正後に支給されるものの一部分という考え方をしますという規定であります。

○5番（一戸由佳委員） 「先払」ではなく「内払」なのですか。

○教育政策課長（鳴海 誠） 法制執務上は「内払」と表記します。

○5番（一戸由佳委員） 他の言葉では表せない言葉なのですか。

○教育政策課長（鳴海 誠） 規定上言い回しも含め国に準ずることになります。

○委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第11号を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第11号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成28年第4回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前9時51分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 一 戸 由 佳

署名者 前 田 幸 子